

川崎市立川崎病院「院内売店、レストラン及び職員食堂等」運営事業者の 公募要項

川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）における来院者及び従業員等が利用する院内売店、レストラン及び職員食堂等の運営事業者（以下「運営事業者」という。）の公募及び選定について、この要項に基づき公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

1 設置場所

川崎市川崎区新川通12番1号 川崎病院内

2 運営事業内容及び仕様

運営事業者が運営する事業内容及び仕様については、川崎市立川崎病院「院内売店、レストラン及び職員食堂等」運営仕様書のとおり。

（川崎病院ホームページからダウンロードすることができます。）

3 設置根拠

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第36条）第102条に基づく行政財産の貸付により設置する。

4 公募参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市病院局契約規程（平成17年川崎市病院局規程第39号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は川崎市税の未納がないこと。
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (7) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。
- (8) 運営仕様書の内容を実行できる資力、能力等を備えていること。
- (9) 直近2年間に、許可病床数が200床以上の病院において24時間営業の売店の運営実績があること。ただし、当該運営実績において、設置事業者の都合により、履行義務の全部又は一部を果たさなかったことが判明した場合は、運営実績とはみなさない。

5 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）。

6 公募・選定の日程

(1) 公募申込書の受付

ア 提出書類

(ア) プロポーザル参加意向申出書（第1号様式）

(イ) 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（第2号様式）

(ウ) 添付書類

a 登記簿謄本（個人の場合は住民票の写し）

商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本（受付日前3カ月以内に発行された原本）

b 定款、その他これに準ずるもの（法人の場合のみ）

c 財務諸表類の写し

法人にあっては、貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの（直近3カ年分）

個人にあっては、所得税確定申告書の写し（青色申告者の場合は、所得税青色申告決算書の写しを含む。直近3カ年分）

d 納税証明書（受付日前3カ月以内に発行された原本）

(a) 国税（写し可）

・ 法人の場合

その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用1部

・ 個人の場合

その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用1部

(b) 地方税（写し可）

・ 法人の場合（川崎市内に本社又は事業所がある法人）

川崎市法人市民税：終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書（未納がないこと。）

固定資産税（償却資産を含む。）：前年度・前々年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ（未納がないこと。）

・ 個人の場合（川崎市民の方）

川崎市市民税・固定資産税（償却資産を含む。）：前年度・前々年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ（未納がないこと。）

e 他病院での実績に係る契約書、許可書等の写し

イ 期間 令和3年12月7日（火）から令和3年12月17日（金）まで

ウ 川崎病院事務局庶務課庶務係宛、書留郵便での郵送又は持参すること。

※ 上記期間内に到着することを要する。

※ メール便は不可とする。

※ 持参の場合、受付時間は土日祝日を除く午前9時から午後4時までとする。ただし、午後0時から午後0時45分までは除く。郵送の場合は11月17日（金）までに必着のこと。

(2) 説明会（院内見学会）の開催

ア 日時 令和3年12月10日（金）から令和3年12月17日（金）のいずれか指定する日。

説明会（院内見学会）の日程は、プロポーザル参加意向申出者に記載されたメールアドレスに電子メールで送信する。

イ 場所 川崎病院内

(3) 質問書について

本公募要項及び仕様書に関する質問がある場合は、質問書を提出することができる。なお、質問書を提出できる者はプロポーザル参加意向申出書提出者に限られる。

ア 記載方法

質問書には、本公募要項及び仕様書の記載ページ、見出し番号、見出し等を付記し、何に対する質問か明確に記載すること。

イ 提出期間

令和3年12月7日（火）から令和3年12月17日（金）15時まで

ウ 提出先 川崎市立川崎病院事務局庶務課

エ 提出方法 電子メール（宛先電子メールアドレス 83kawsyo@city.kawasaki.jp）

オ 質問に対する回答

令和3年12月24日（金）までに、提出された質問内容と回答をまとめた回答書を、辞退者を除くプロポーザル参加意向申出書提出者に電子メールで送付する。

（質問書提出者が特定されると思われる情報は公開しない。）

(4) 企画提案書の受付

プロポーザル参加意向申出書を提出し、提案書提出者の資格に適合した者で、当院からプロポーザル関係書類提出要請書を交付（令和3年12月27日までに発送）された者は、企画提案書を提出すること。

企画提案書の構成及び詳細は次のとおりとする。

ア 企画提案書の構成

	名称	作成上の留意点	提出部数
1	表紙（鑑）	提案書（第3号様式）を使用すること。 ※原本に代表者印を押印すること。	原本1部 写し14部
2	事業計画書	A4サイズ、片面、20枚以内で作成。 ただし、A3版の資料を提出する場合は、折込みすることで可とする。	15部

イ 事業計画書の構成

事業計画書には次表の項目及び必要記載事項を含めること。

	項目	必要記載事項	審査で重視する点
1	事業性	過去2年間の他病院における運営実績 (病院名、病床数、契約期間)	事業者の実績、安定性
2	収支見込、使用料率	契約期間5年間における収入、仕入原価、売上総利益、営業経費、営業利益を年度ごとに一覧表にして示すこと 第4号様式により使用料率を提案すること	使用料の割合 収益性が認められるか
3	運営の基本方針、営業時間	運営の基本方針及び営業日、営業時間	基本方針は病院にふさわしいものか 営業時間は十分か
4	レイアウト	レイアウト図(最大A3サイズまで)、店内整備、装飾等のイメージ図等	利用者に配慮したレイアウトかどうか バリアフリーへの配慮
5	販売品の構成、売価	販売品の構成(品数、機器類)、販売品の価格、販売方法	商品数、種類は豊富か、魅力的か 価格は適正か
6	従業員の体制、教育方針	従業員の配置、勤務体制、教育方針、接遇も含めた研修の体制	人員配置、教育方針、研修体制が適正か
7	食品の安全管理	食品の安全管理方法	鮮度、品質保持への対応 配送回数適正か
8	衛生管理体制	衛生管理体制(感染対策、清掃、生ごみ処理、害虫駆除等の衛生管理方法)	感染対策、清掃は適切か 環境問題への配慮
9	病院運営への貢献、利用者サービス向上	病院運営貢献、利用者サービス向上に関する提案、利用者の意見を聞いてメニューの改善やサービス向上に役立つ仕組み	災害時における対応 健康への配慮 利用者へのサービス
10	持続可能な開発目標(SDGs)への取組	持続可能な開発目標(SDGs)の取組について 川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針への達成への寄与について	独自の取組があるか 川崎市・川崎病院に寄与するものか

ウ 提出期間 令和3年12月27日(月)から令和4年1月6日(木)まで

エ 提出方法 川崎病院事務局庶務課庶務係まで持参すること。

※受付時間は土日を除く午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後0時45分は除く。

(6) 提案書説明会

ア 日時 令和4年1月11日(火)

イ 場所 川崎病院内

ウ プレゼンテーション

(ア) 院内売店及びレストラン等の提案書について説明を行うこと。説明員は1設置事業者につき3名以内とする。

(イ) 1事業者につき、持ち時間は35分程度。説明時間は20分以内とし、その後15分程度質疑応答を行う。

7 運営事業者の選定

(1) 選定方法

企画提案書企画提案書及び提案会でのプレゼンテーションの内容及び、川崎病院内に設置するプロポーザル評価委員会において企画内容や実施能力等を審査により総合的に判断の上、運営事業者1社を選定する。

(2) 選定結果

選定結果は、令和4年1月14日(金)までに公募申込をした全事業者に文書で通知するが、審査の経緯等に関する問合せには一切応じない。

(3) 選定後の手続き

選定された運営事業者は、審査結果通知後に、院内売店、レストラン及び職員食堂等の運営方法等について、川崎病院と打ち合わせを行った後、貸付契約を締結することとする。なお、貸付契約は契約書の作成を要するものとする。

(4) 選定の取り消し

ア 運営事業者の選定後、提出書類及び提案書説明に虚偽があった場合、又は仕様を満たしていないことが判明した場合は、選定を取り消す場合がある。

イ 倒産等により履行することができない場合は、選定を取り消す場合がある。

ウ ア、イにより取り消しとなった場合は、次点の運営事業者を選定する。

8 その他

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出された書類の内容は、今回の運営事業者選定以外に利用しない。

(3) 書類の内容について、確認又は問合せを行う場合がある。

(4) 提案書等の作成、提出に要する費用は、運営事業者の負担とする。

(5) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

(6) 原則として、書類提出後の記載内容の追加及び変更は認めない。

(7) 提出された書類は、川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)に基づき公開する場合がある。

(8) 選定された運営事業者は、貸付財産を転貸し、又は使用权を譲渡してはならない。

(9) 本提案に使用する言語については必要な場合を除き日本語を使用し、通貨については

必要な場合を除き円を使用する。

- (10) 本要項に定める様式（様式1～4）はいずれも川崎病院ホームページからダウンロードすることができる。
- (11) 令和2年3月から面会全面禁止としていたが、令和3年10月から制限を緩和し、別添のチラシのとおり、面会制限を継続している。令和3年12月現在、さらなる制限緩和を予定しているが、新型コロナが再拡大した場合は再び面会制限を強化する可能性がある。
- (12) 病院機能再編工事を実施中であり、令和7年度まで搬入場所を制限することがある。また、既存棟内の改修工事も予定している。
- (13) 本要項に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

9 問合せ先

- (1) 担当部署 川崎病院事務局庶務課庶務係
- (2) 住所 〒210-0013 川崎市川崎区新川通12-1
- (3) 電話 044-233-5521 内線 3548
- (4) E-mail 83kawsyo@city.kawasaki.jp